

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年5月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p>	
<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p><b>第9条</b> 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとするときは、約款(株)第35条又は約款(不)第34条の規定に基づき、譲渡前に、別紙様式第7 - 1「海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書」<u>及び保険の目的の譲渡を行うときは譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書</u>を本店等に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p><b>第9条</b> 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとするときは、約款(株)第35条又は約款(不)第34条の規定に基づき、譲渡前に、別紙様式第7 - 1「海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書」を本店等に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p>		